

# 愛知医科大学研究インテグリティの確保に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、愛知医科大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

## (研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について学長の求めに応じて開示を行うものとする。

## (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、副学長のうちから学長が指名する。

## (所掌事項)

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント等については、大学運営審議会において審議する。

2 前項の審議事項は、次のとおりする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

3 特定の専門分野に関する研究インテグリティに関する事項は、別表に定める委員

会において審議する。

(専門委員会)

第7条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査又は審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の設置に関する事項は、大学運営審議会で審議する。

(相談窓口)

第8条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、研究支援課の職員をもって充てる。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

別表

内 容	審議する委員会
各種の情報セキュリティに関する研究インテグリティ	情報セキュリティ委員会
安全保障輸出管理に関する研究インテグリティ	安全保障輸出管理委員会
利益相反管理に関する研究インテグリティ	利益相反委員会
その他の研究インテグリティ	当面の間、大学運営審議会において審議する。